

## CORPORATE NEWSLETTER

2017年1月号 (Vol.19)

—M&A／税務—

### 平成 29 年度税制改正大綱を踏まえた スピノフとスクイーズアウトの実務

I. はじめに

II. スピノフに関する改正とその手続

III. スクイーズアウトに関する改正と手法の選択

森・濱田松本法律事務所

弁護士 戸嶋 浩二

TEL. 03 5223 7789

[koji.toshima@mhmjapan.com](mailto:koji.toshima@mhmjapan.com)

弁護士 内田 修平

TEL. 03 5220 1859

[shuhei.uchida@mhmjapan.com](mailto:shuhei.uchida@mhmjapan.com)

弁護士 酒井 真

TEL. 03 6212 8357

[makoto.sakai@mhmjapan.com](mailto:makoto.sakai@mhmjapan.com)

#### ポイント

- ✓ 平成 29 年度税制改正により、分割型分割や 100%子会社株式の現物配当を利用した「スピノフ」が、法人・株主の両レベルで課税なく行えるようになる予定です。

上場会社がスピノフをするためには、通常、株主総会の特別決議が必要であり、有価証券届出書の提出も必要となります。上場審査手続については、規則上の手当てはなされていますが、今後の実務動向が注目されます。

- ✓ 平成 29 年度税制改正により、金銭を対価とする組織再編（吸収合併や株式交換）が、対象会社のレベルで課税なく行えるようになる予定です。

今回の改正により、スクイーズアウトの手法の違いによる税制上の取扱いの不均衡は、概ね解消されることになるため、改正後は、スクイーズアウト手法の選択に当たっては、会社法上の手続の差異等、税務以外の考慮要素の重要性が増すことが見込まれます。

#### I. はじめに

政府与党（自由民主党及び公明党）は、平成 28 年 12 月 8 日、「平成 29 年度税制改正大綱」を決定しました（なお、政府は同様の内容を閣議決定済み<sup>1</sup>。以下「本大綱」といいます。）。本大綱に基づき、スピノフおよび現金交付組織再編（スクイーズアウト）について大きな改正が予定されています（本大綱 51 頁以下の「3 コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備」の（3）<sup>2</sup>）。

<sup>1</sup> 財務省ホームページ（[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2017/20161222taikou.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/20161222taikou.pdf)）

<sup>2</sup> 以下、本大綱 51 頁以下の「3 コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備」の（3）を「本大綱（3）」といいます。

## CORPORATE NEWSLETTER

本レターにおいては、本大綱により見込まれる改正の概要、改正後の税制を踏まえたスピノフおよび現金交付組織再編の概要を解説します<sup>3</sup>。

## II. スピノフに関する改正とその手続

### 1. スピノフとは

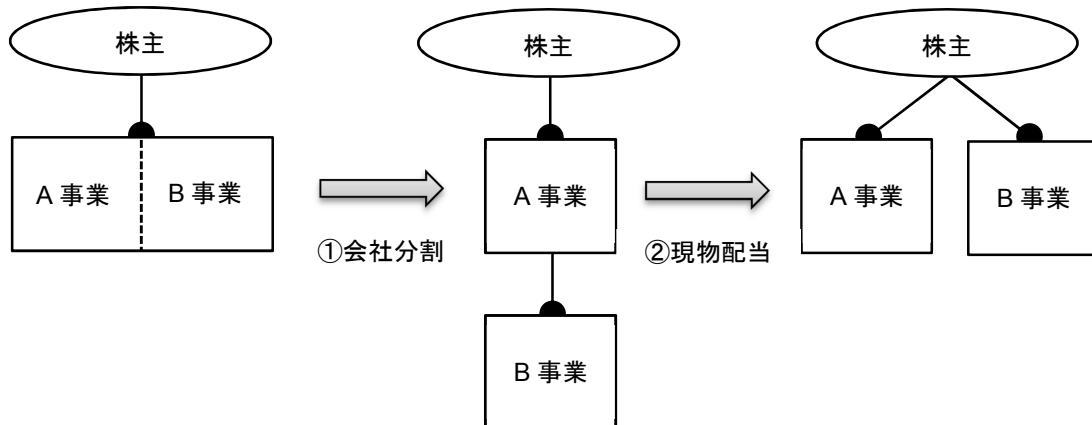
スピノフ（spin-off）とは、一般に、現物配当等の方法により、子会社の株式または会社の事業を切り出して設立した新設子会社の株式を、株主に対して交付することにより、子会社または事業を切り離すことをいいます。

スピノフは、上場会社が複数の独立した事業を行っている場合に、シナジーの低い事業を分離させることによって、事業の「選択と集中」を進め、意思決定の迅速化や、場合によっては同業他社との統合などを図ることで、株主価値を向上させることを目的として行われます。また、他社と統合するに際して、独占禁止法上の問題解消措置として、シェアが高い事業を切り離すために行われることもあります。

米国を中心に海外では広く行われている組織再編ですが、日本でも、一昨年のコーポレートガバナンス・コード制定により、上場会社に対して収益力や資本効率の向上を求める機関投資家の声さらには高まるなか、注目されています。

### 2. 主なストラクチャーと組織再編税制等の見直し

スピノフは、①会社から会社分割または現物出資（事業譲渡）を利用した事業の切り分け（会社分割等）と、②その切り分けた事業を承継した子会社の株式の株主に対する交付（現物配当）により行われます。スピノフの対象となる事業が既に子会社として分離されている場合、当該子会社株式の現物配当のみが行われることとなります。



会社から会社分割により事業を切り分け、その切り分けた事業を承継した子会社の株式を株主に対して交付することは、平成 12 年に旧商法下で会社分割が新設されたときから、分割型分割（人的分割）として可能でした。また、平成 17 年に会社法が制定され、現物配当が可能となり、すでにある子会社の株式を現物配当により交付することも可能となりました。

<sup>3</sup> 本レターで解説する平成 29 年度税制改正の内容は、本大綱に基づくものであり、今後公表される改正税法及び政省令の内容により変更の可能性がある点にご留意ください。

## CORPORATE NEWSLETTER

しかし、分割型分割は、一般的な上場会社のように支配関係を有する株主がない場合、実務上、共同事業要件を満たすことができず、適格分割に該当しないため（法人税法2条12号の11ロ）、分割法人の側でその分割対象資産・負債について譲渡損益課税がなされ、株主にもみなし配当課税がなされ、源泉徴収がされることとなります（所得税法181条、212条3項、法人税法62条、24条1項2号）。さらに、現物配当については、適格現物分配（法人税法2条12号の15）に該当しない限り、配当する会社の側では子会社株式を売却したものとみなされるため（法人税法22条2項）、株式の簿価と時価の差額について配当を行う会社が株式譲渡損益課税を受け、また株主も配当を受けたものとして取り扱われ、源泉徴収がなされることとなります（所得税法181条、212条3項）。

このように、スピンオフを行うには法人レベル、株主レベルのいずれでも課税関係が生じることが、これまで日本でスピンオフがほとんど行われてこなかった大きな理由の一つでした。

そこで、本大綱（3）①から④まででは、組織再編税制等を見直し、スピンオフのための会社分割および現物配当を、適格組織再編と同様の取扱いとして、法人・株主いずれのレベルでも課税が生じないようにすることとなりました。

新設分割型分割と現物配当において、適格組織再編またはそれと同様の取扱いがなされるための要件は、表1の通りです。

表1 スピンオフの適格要件

	新設分割型分割	現物配当
按分型要件	分割に伴って分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式のみが交付されること	現物分配により現物分配法人の株主の持株数に応じて子法人株式のみが交付されること
支配関係要件	分割法人が分割前に他の者による支配関係がないものであり、分割承継法人が分割後に継続して他の者による支配関係がないことが見込まれていること	現物分配法人が現物分配前に他の者による支配関係がないものであり、子法人が現物分配後に継続して他の者による支配関係がないことが見込まれていること
主要資産等引継要件	分割法人の分割事業の主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること	
従業者引継要件	分割法人の分割事業の従業者のおおむね80%以上が分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること	子法人の従業者のおおむね80%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること
事業継続要件	分割法人の分割事業が分割承継法人において引き続き行われることが見込まれていること	子法人の主要な事業が引き続き行われることが見込まれていること
経営参画要件	分割法人の役員又は重要な使用人が分割承継法人の特定役員となることが見込まれていること	子法人の特定役員の全てがその現物分配に伴って退任をするものでないこと

なお、現物分配については、100%子法人株式を分配する場合に限り、適格組織再編と同様の取扱いがなされます。よって、すでに他の株主と共同で保有している子会社の株式を現物配当しても、適格組織再編と同様の取扱いはなされません。

## CORPORATE NEWSLETTER

## 3. スピンオフの手続

スピンオフを行うためには、上記の通り会社分割等による事業の切り出しと、切り出した事業を承継した子会社の株式を現物分配することが必要となります。また、すでに子会社がある場合は、子会社株式の現物分配のみが必要となります。

これをもう少し細かく分類すると、①分割型分割により、事業の切り出しと株式の現物分配を同時に行う方法、②分社型分割（または現物出資）により一度事業を子会社に切り出した後、子会社株式を現物分配する方法、③すでにある子会社株式を現物分配する方法の3通りに分けることができます。

これらの各方法で、どのような手続きが必要となってくるか、以下、概要を説明します。

## (1) 株主総会

会社分割では、通常、分割承継法人に承継させる資産の帳簿価額の合計が、分割法人の総資産の額の20%以下の場合は、簡易分割として、分割法人での株主総会は不要となります（会社法784条2項、805条）。

しかし、会社分割と同時に株式を株主に対して交付する分割型分割は、分社型分割と現物配当を組み合わせたものであると考えられているため、現物配当の部分について、以下の通り、株主総会が必要となることがあります。

現物配当については、金銭以外の配当財産に代えて、金銭を交付することを請求する権利（金銭分配請求権）を株主に与えるか否か、また定款に剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定めがあるか否かによって、表2のように株主総会の要否および決議要件が変わります（会社法454条、459条1項4号、309条1項、2項10号）。

表2 現物配当における株主総会の要否

	金銭分配請求権—あり	金銭分配請求権—なし
取締役会が決定する旨の定款の定め—あり	不要	必要（特別決議）
取締役会が決定する旨の定款の定め—なし	必要（普通決議）	必要（特別決議）

スピンオフの場合、株主に金銭分配請求権を与えてしまうと、会社に多額の金銭負担が生じる可能性が出てくるため、金銭分配請求権を与えないことが多いと考えられます。この場合、定款の定めの有無にかかわらず、株主総会の特別決議が必要ということになります。

## (2) 分配可能額

分割型分割の場合、分社型分割と現物配当を組み合わせたものであると考えられているものの、現物配当の部分について分配可能額は必要ありません（会社法792条2号、812条2号による461条の不適用）。

これに対し、現物分配については、交付する子会社株式の帳簿価額の総額が、分配可能額を超えてはならないとの規制がかかります（会社法461条1項8号）。

## CORPORATE NEWSLETTER

## (3) 有価証券届出書・目論見書

上場会社が分割型分割を行う場合は、原則として有価証券届出書の提出が必要となります<sup>4</sup>。この場合、目論見書の作成・交付は不要とされています（金商法4条1項柱書で同法13条および15条2項から6項までを不適用としているため）。

これに対し、上場会社が分社型分割を行う場合は、分社型分割は「特定組織再編成発行手続」に該当せず（金商法施行令2条の2）、有価証券届出書の提出は必要ありません。

他方、現物配当については、明文の規定はないものの、金融庁のパブリックコメント回答<sup>5</sup>からすれば、上場会社が100%子会社株式を現物配当する場合は、有価証券の売出しに該当し、有価証券届出書の提出および目論見書の作成・交付が必要になると思われます。

その他、手続の概要を比較すると、表3のようになります。

表3 スピンオフに必要な手続の比較

	①分割型分割	②分社型分割 +現物配当	③子会社株式の 現物配当
株主総会	（金銭分配請求権を与えない限り） 株主総会の特別決議が必要		
株式買取請求	あり（簡易分割を除く）		なし
債権者保護手続	すべての債権者が対象	免責的に承継される 債権者が対象	なし
分配可能額	不要	必要	
有価証券届出書	必要		
目論見書	不要	必要	

## 4. スピンオフにおける上場申請手続

## (1) 新規上場申請

上場会社がスピンオフを行う場合、通常、スピンオフにより交付される株式も上場させることが予定されます。そうでなければ、流動性がない株式の交付を受け、株主としては損害を被ってしまうからです。

組織再編に際して、簡易に株式を上場させる手続として、テクニカル上場という制

<sup>4</sup> まず、分割会社の株主が50名以上であれば、原則として「特定組織再編成発行手続」に該当します（金商法2条の2第4項、2項、金商法施行令2条の2、2条の4）。そして、分割承継法人の側で「開示が行われている場合」に該当せず、かつ、分割法人の側で「開示が行われている場合」に該当すれば、原則として有価証券届出書の提出が必要となります（金商法4条1項2号）。ここで「開示が行われている場合」とは、当該有価証券についてはすでに有価証券届出書が提出されていることなどをいい（金商法4条7項、開示府令6条）、上場株式については「開示が行われている場合」に該当します。

<sup>5</sup> 金融庁「『金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等』に対するパブリックコメントの結果等について」（平成19年7月31日）「組織再編成等に係る開示制度〔第2条の2〕」No.5（119頁）。

## CORPORATE NEWSLETTER

度が用意されています（東証・有価証券上場規程 208 条、215 条、216 条の 9）。しかし、分割型分割でテクニカル上場規定の適用があるのは、上場会社が会社分割により他の会社に上場契約を承継させることにより、上場会社が上場契約の当事者でなくなり、上場廃止となる場合に限られています（東証・有価証券上場規程 208 条 5 号、215 条 5 号、216 条の 9 第 5 号）。

よって、自らの上場を維持しつつ、スピンオフにより交付される株式を上場させるためには、通常の IPO と同様の新規上場申請を行う必要があります。

通常の新規上場申請の場合、たとえば、最近 3 年間または 1 年間の事業継続年数（東証・有価証券上場規程 205 条 4 号、212 条 5 号）や、最近 2 年間または直近の財務諸表等について監査を受けていること（東証・有価証券上場規程 205 条 7 号の 2、212 条 6 号の 2）など、事前に種々の要件を満たす必要があります。このような要件については、一見、会社の一部門だけでは該当しないように思えますが、東証は、承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となる場合について、当該人的分割により承継する事業に関する活動について審査対象とするなど、種々の特例を定めており、規則上の手当てはすでになされています（東証「新規上場ガイドブック 2016（市場第一部・第二部編）」151 頁）。

## (2) スケジュール

新設分割型分割の場合、新規上場申請をする会社は上場直前まで存在しません。もっとも、上場会社が行う新設分割によって設立される会社の株式を上場させる場合は、当該上場会社からの申請によって、設立前より新規上場申請を行うことができるとされています（東証・有価証券上場規程 201 条 2 項、同施行規則 201 条 2 項 3 号）。

もっとも、このような場合、有価証券上場規程 201 条 2 項は、上場会社において新設分割につき株主総会の決議を行った後に限って、新規上場申請を行うことを認めています。

よって、新設分割によりスピンオフをしようとする会社は、スピンオフについて公表し、有価証券届出書を提出し、株主総会決議を経るまでに、上場承認を得られないことはもちろん、新規上場申請も行えないということとなります。

ただ、上場会社としては、スピンオフについて公表する段階で、上場承認が得られるか否かについてできる限り確証を得ておきたいと考えるでしょう。上場会社があるような確証を得つつスピンオフを進めることができるかなど、今後の実務動向が注目されます。

## Ⅲ. スクイズアウトに関する改正と手法の選択

### 1. スクイズアウト税制の見直し

会社法上、スクイズアウトの手法としては、株式等売渡請求、株式の併合又は全部取得条項付種類株式の取得のほか、金銭を対価とする組織再編（吸収合併や株式交換）を用いることも可能です。しかしながら、金銭を対価とする組織再編は、組織再編税制の下で適格要件を満たさず、課税が生じてしまうことから、実務上は、スクイズアウトの手法として広く利用されるには至っていません。

本大綱においては、スクイズアウトに関し、主に以下の税制改正を行うこととされています。

## CORPORATE NEWSLETTER

## (1) 3分の2以上を保有する場合における対価要件の緩和

改正前は、金銭を対価とする吸収合併及び株式交換は、税制適格要件を満たす余地がないため（法人税法2条12号の8、12号の16）、吸収合併や株式交換を用いてスクイーズアウトを行う場合には、対象会社の保有する資産・負債についての譲渡益や、時価評価資産の評価益について課税が生じることとなります（同法62条、62条の9）。

本大綱では、吸収合併及び株式交換に際して、合併法人又は株式交換完全親法人（買収会社）が被合併法人又は株式交換完全子法人（対象会社）の発行済株式の3分の2以上を有する場合には、その他の少数株主に対して交付する金銭その他の資産を除外して税制適格要件を判定することとされています（本大綱（3）⑤）。したがって、この場合には、吸収合併や株式交換によるスクイーズアウトの対価として少数株主に金銭対価を交付しても、なお税制適格要件を満たす余地が生じることとなります。

## (2) 組織再編税制の対象の拡大

改正前は、株式等売渡請求、株式の併合又は全部取得条項付種類株式の取得は、組織再編税制の適用対象外とされ、これらの手法によるスクイーズアウトに際しては、（税制適格要件を検討するまでもなく）対象会社の保有する資産についての課税は生じない取扱いとされています。

本大綱では、株式等売渡請求、株式の併合又は全部取得条項付種類株式の取得によってスクイーズアウトを行う場合を組織再編税制の一環として位置付け、企業グループ内の株式交換と同様の適格要件を満たさない場合には、対象会社の時価評価資産について課税が生じることとしています（本大綱（3）⑥イ）。

適格要件の詳細については、改正税法及び政省令の公表を待つ必要がありますが、改正前の株式交換に関する要件を踏まえると、概ね以下のような要件が定められるものと考えられます。

- ア スクイーズアウト前の買収会社による対象会社の支配関係等が、スクイーズアウト後においても継続すると見込まれていること
- イ 対象会社の主要な事業がスクイーズアウト後に引き続き営まれることが見込まれていること
- ウ 対象会社のスクイーズアウトの直前の従業員の概ね80%以上に相当する数の者が対象会社の業務に引き続き従事することが見込まれること

## (3) その他の改正

## ア 時価評価課税対象資産の限定

本大綱では、税制適格要件を満たさないスクイーズアウトに当たって時価評価課税が生じることとなる対象会社の資産から、帳簿価額が1,000万円未満の資産を除外することとしています（本大綱（3）⑦）。

何等かの事由によって税制適格要件を満たさないスクイーズアウトを実施する場合であっても、いわゆる自己創設のれん（貸借対照表には計上されておらず、帳簿価額はゼロ）については、時価評価課税の対象から除外されることとなります。

## イ みなし配当が生じる場面の限定

本大綱では、スクイーズアウトに当たって、全部取得条項を設ける旨の定款変更に対して反対する株主からの株式買取請求（会社法116条1項2号）に基づく自己株式の取得については、みなし配当課税が生じないこととしています（本大綱（3）⑧）。

この点、全部取得条項付種類株式の取得に反対する株主からの取得価格決定申立て

## CORPORATE NEWSLETTER

(会社法 172 条 1 項) の対象となった自己株式の取得や、株式の併合に反対する株主からの株式買取請求(同法 182 条の 4 第 1 項)に応じた自己株式の買取りについては、改正前から、みなし配当課税が生じないこととされています(法人税法 24 条 1 項 4 号、同法施行令 23 条 3 項 9 号・10 号)。本大綱は、これらとの平仄の観点から、全部取得条項付種類株式の取得によるスクイーズアウトにおいて反対株主が株式買取請求を選択する場合についても、みなし配当課税は生じないこととするものと考えられます<sup>6</sup>。

#### ウ 連結納税制度の下での時価評価課税及び繰越控除

本大綱では、税制適格要件を満たすスクイーズアウトに際して、その対象会社を、連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の対象から除外するとともに、連結納税の開始等の前に生じた対象会社の欠損金額を、その個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象に加えることとしています(本大綱 (3) ⑥ロ)。

改正前は、株式等売渡請求、株式の併合又は全部取得条項付種類株式の取得を利用したスクイーズアウトにおいても、買収会社グループが連結納税制度を採用している場合には、対象会社の有する資産の時価評価課税が生じるとともに、対象会社の繰越欠損金は切り捨てられることとされていますが、今回の改正により、連結納税制度を採用している買収会社にとっては、スクイーズアウトにかかる税負担が緩和されることとなります。

#### (4) 適用時期

以上の改正は、平成 29 年 10 月 1 日以後に行われる組織再編成(スクイーズアウト)について適用されることとなります。

<sup>6</sup> 但し、買取請求は、株主がその全部取得条項付種類株式の取得決議に係る取得対価の割当てに関する事項を知った後に行った場合で、買取請求をしないとすれば端数となる株式のみの交付を受けることとなる場合に行ったものに限るとされています。



## CORPORATE NEWSLETTER

本大綱により見込まれる税制改正を踏まえた、スクイーズアウトの各手法に関する税制上の取扱いの概要をまとめると、表4のとおりです。

表4 スクイーズアウト税制の概要

課税対象	株式等 売渡請求	株式の併合	全部取得条項 付種類株式	金銭対価 株式交換	金銭対価 吸収合併	
対象会社	<u>企業グループ内の株式交換（と同様）の適格要件を満たせば、 時価評価課税なし</u> （※）買収会社が連結納税を採用している場合でも、上記の適格要件を満たせば時価評価課税なし+個別所得金額を限度とする繰越欠損金の控除可				<u>企業グループ内の合併の適格要件を満たせば、譲渡益課税なし</u>	
対象会社株主	少数株主 （反対株主以外）	譲渡益課税	譲渡益課税	譲渡益課税	譲渡益課税	適格要件を満たせば譲渡益課税 <sup>7</sup>
	反対株主	譲渡益課税	譲渡益課税	譲渡益課税 （※）株式買取請求の場合でも、一定の場合みなし配当課税なし	譲渡益課税 +みなし配当課税	譲渡益課税
	買収会社	課税なし	端数処理部分について譲渡益課税となる場合あり		課税なし	適格要件を満たせば課税なし

（注）本大綱による改正が見込まれる点に下線を付しています。なお、株式の併合、全部取得条項付種類株式、金銭対価株式交換及び金銭対価吸収合併については、買収会社が対象会社の発行済株式の3分の2以上を有する場合を前提とします。

## 2. スクイーズアウトの手法の選択

本大綱により見込まれる税制改正のうち、スクイーズアウトの手法の選択に特に大きな影響を及ぼすと考えられるのは、上記1.（1）及び（2）です。

今回の改正により、スクイーズアウトの手法の違いによる税制上の取扱いの不均衡は、概ね解消されることになるため、改正後は、スクイーズアウト手法の選択に当たっては、会社法上の手続の差異等、税務以外の考慮要素の重要性が増すことが見込まれます。

### （1）金銭対価の組織再編の利用

上記1.（1）のとおり、金銭を対価とする吸収合併又は株式交換も、改正後は税制適格要件を満たす余地があるため、スクイーズアウトの手法として実務上の選択肢となりうるものと考えられます<sup>8</sup>。

株式交換の場合、対象会社（株式交換完全子会社）の少数株主が有する株式は、会

<sup>7</sup> みなし配当課税はないとされるものと解されますが、本大綱上は必ずしも明らかではありません。

<sup>8</sup> 吸収合併も、例えば、買収会社の完全子会社であるSPCを吸収合併存続会社、対象会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併といった形でスクイーズアウトの手法として用いる余地があるが、本レターにおいては、ひとまず株式交換を中心に論じる。

## CORPORATE NEWSLETTER

社法に基づき、株式交換の効力発生日に、直接、買収会社（株式交換完全親会社）に移転し（直接移転型のスクイーズアウト）、その対価として、少数株主に金銭が交付されることとなります（同法 769 条）。裁判所の任意売却許可決定等の端数処理手続（同法 234 条）は必要とされません。また、買収会社が直接又は間接に対象会社の議決権の 90%以上を有する場合（同法 468 条 1 項、同法施行規則 136 条）には、略式株式交換により、対象会社の株主総会決議を省略することができます（同法 784 条 1 項）。以上の点で、金銭を対価とする株式交換によるスクイーズアウトは、株式等売渡請求に近い方式といえます。その上で、株式等売渡請求とは異なり、90%以上の議決権保有要件を満たさない場合にも、対象会社の株主総会決議を経れば利用可能である点に特徴があります（以上について、表 5 参照）。

他方で、対象会社の反対株主が株式買取請求を行った場合は、対象会社が買取りの主体となります（会社法 785 条 1 項）。この点は、売買価格決定申立てがなされた場合でも特別支配株主が買取りの主体となる株式等売渡請求の場合とは異なります<sup>9</sup>。

また、株式交換完全親会社となることができるのは、株式会社又は合同会社に限られ（会社法 767 条）、かつ、それらの会社においても会社法所定の手続を経る必要があります。例えば、株式会社の場合には、債権者保護手続（同法 799 条 1 項 3 号、同法施行規則 198 条）が必要となるほか、簡易株式交換の要件（同法 796 条 2 項）を満たさない場合であれば株主総会決議や株式買取請求関連の手続を要することとなります。

表 5 スクイーズアウトの主な手法

	直接移転型 (端数処理手続不要)	端数処理型
株主総会決議必要型	・ 金銭対価の組織再編	・ 全部取得条項付種類株式の取得 ・ 株式の併合
株主総会決議不要型 (議決権 90%以上保有)	・ 金銭対価の略式組織再編 ・ 株式等売渡請求	—

## (2) 税制適格要件の充足

上記 1. (2) のとおり、株式等売渡請求、株式の併合又は全部取得条項付種類株式の取得によるスクイーズアウトの場合でも、企業グループ内の株式交換と同様の適格要件を満たさない場合には、対象会社の時価評価資産について課税が生じることとなります。

したがって、改正後は、スクイーズアウトの手法にかかわらず、税制適格要件を充足するかどうかを慎重に確認する必要があります。上記 1. (2) に記載した要件に加えて、対価要件（上記 1. (1)）との関係で、買収会社が対象会社の発行済株式の 3 分の 2 以上を有することが必要となる点に、特に留意を要すると考えられます<sup>10</sup>。

<sup>9</sup> なお、本大綱においては、株式交換完全子会社が株式買取請求に応じて行う自己株式の取得をみなし配当課税の対象から除外する旨の記載は見受けられません。仮にこの点の改正がなされないとすると、株式買取請求を行った反対株主に関する税務上の取扱いという点で、他のスクイーズアウト手法とは差異が生じることとなります（本文表 4「反対株主」欄参照）。

<sup>10</sup> 会社法上は、買収会社が自ら対象会社の発行済株式の 3 分の 2 以上を保有していなくても、他の株主の賛同を得るなどして対象会社の株主総会決議（特別決議）を得ればスクイーズアウトを行うことができますが、改正後は、このような場合には税制適格要件を満たさないことになると考えられます。

## CORPORATE NEWSLETTER

### (3) 小括

以上のとおり、本大綱において見込まれる税制改正により、スクイーズアウトの手法として実務上採りうる選択肢が広がる一方で、いずれの手法を採用する場合にも、企業グループ内の株式交換と同様の税制適格要件を充足するかどうかを検討する必要が生じるものと考えられます。

具体的な税制適格要件の詳細については、改正税法及び政省令の公表を待つ必要がありますが、上記のとおり、スクイーズアウトの実務に大きな影響を及ぼす可能性があるため、引き続き動向が注目されます。

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhmjapan.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com